

# 電波監理審議会（第950回）議事要旨

## 1 日 時

平成22年2月3日（水）15：00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

### (3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、久保田官房審議官他

## 4 議 事 模 様

### (1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（21.12.16諮問第42号及び第43号）

準ミリ波帯を用いたUWB（超広帯域）レーダーシステムの導入に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第468回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について （21.12.16諮問第44号）

新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第469回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (3) 無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル

## 放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について

(諮問第6号)

携帯端末向けマルチメディア放送の技術基準等に係る制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

### ○ 総務省の説明

地上デジタルテレビジョン放送については、地上アナログテレビジョン放送よりも少ない周波数帯で行うことが可能なため、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行後は、他の用途に使える周波数帯域が生まれてくることとなり、そのうち90MHzから108MHzまでの18MHz及び207.5MHzから222MHzまでの14.5MHzについては、情報通信審議会の一部答申に基づき移動体向けマルチメディア放送として使用することが適当とされている。

携帯端末向けマルチメディア放送は、携帯電話や車載型の移動受信器等に向けて、映像、音響、データ等の様々な情報を、時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより組合せて放送することが可能となるものであり、本件は、207.5MHzから222MHzまでの周波数帯域（V-High）を使用して行う携帯向端末向けマルチメディア放送に関し、平成20年10月に得た情報通信審議会からの一部答申に基づき、技術基準等を定めるものである。

携帯端末向けマルチメディア放送に係る放送方式としては、ISDB-Tmm及びMedia FLOを規定することとし、無線設備規則の一部を改正する省令案において、スプリアス発射又は不要発射の強度については、地上アナログテレビジョン放送と同等とし、スペクトルマスクについては、ISDB-Tmm方式では13セグメント、Media FLO方式では5.55MHzの場合に、地上デジタルテレビジョン放送と同等とすることとし、その他空中線電力の偏差、周波数偏差等についても定めている。

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案においては、まず、周波数帯域幅については、ISDB-Tmmはセグメントを連結して送信する方式であり、13セグメントに1セグメント又は13セグメントを連結することにより、最大14.2MHzを構成するもの、Media FLOは、4.625MHz、5.55MHz、6.475MHz又は7.4MHzのうちいずれかを選択するものである。

多重化及び伝送路符号化については、ISDB-Tmmは、地上デジタルテレビジョン放送で用いられている方式に準拠した13セグメントと地上デジタル音声放送に準拠した1セグメント形式を組み合わせるものであり、Media FLOは、番組をスロットに一度マッピングして多重し、各スロットを特定の周波数に割り当てるものであるといった違いがあるが、映像符号化又は音声符号化については、共通の方式となっている。

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案においては、携帯端末向けマルチメディア放送の放送区域を定めるものである。

#### (4) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第7号)

京都及び北海道の地上デジタル放送の中継局に係る放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

##### ○ 総務省の説明

放送局の親局及び空中線電力が3Wを超える大規模な中継局の使用する周波数については、放送用周波数使用計画で規定しているが、平成23年7月の地上デジタルテレビジョン放送の完全移行に向けた整備に伴い、今般、京都府及び北海道におけるデジタル中継局に係る規定を変更するものである。

現在、京都市内における近畿広域圏の民放及び日本放送協会（教育放送）の視聴は、生駒山に設置されている放送局からの放送波を受信しており、日本放送協会（総合放送）及び京都放送の視聴は、比叡山に設置する放送局から行っている。

しかし、生駒山に設置した放送局から放送波を送信したところ、京都市内においては建造物等による受信障害が、また、右京区嵯峨野、左京区松ヶ崎等の一部の地域においては十分な強度の電波が届かないことによる難視が、それぞれ判明したため、新たに近畿広域圏の民放及び日本放送協会（教育放送）のデジタル中継局を比叡山に新設することとするため、規定の整備を行う。

また、北海道の枝幸においては、平成22年にデジタル中継局を設置する予定であるところ、網走において既に平成19年にデジタル中継局が開局されているが、2局は距離が離れていることから、同じ周波数を使用することとしていた。

しかし、稀に発生するラジオダクト現象により、網走にあるデジタル中継局からの放送波が枝幸のデジタル中継局のエリア内まで届いてしまうことがあることが、長期観測で判明したことから、枝幸のデジタル中継局のチャンネルを変更するものである。

#### (5) 日本放送協会平成22年度収支予算等に付する総務大臣の意見について

(諮問第8号)

日本放送協会平成22年度収支予算に付する総務大臣の意見について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

##### ア 総務省の説明

本件は、放送法第37条に基づき、日本放送協会（NHK）は毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出し、総務大臣は、その提出された収支予算等に意見を付し、内閣を経て国会に提出することとなっていることから、平成22年度収支予算等に

付す意見について諮問するものである。

まず、NHKの平成22年度収支予算については、平成21年度に続き、61億円の赤字予算となっているが、その主な要因は、デジタル化追加経費の252億円であり、平成23年7月に予定されている地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向け、デジタル難視聴対策など国や民放等と連携した受信環境整備の支援、地上デジタル放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成について、平成22年度は平成21年度よりも152億円多い252億円を計上している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行のための経費については、臨時に発生する経費であり、この経費の支出によって赤字になったとしても、しっかりと取り組んでもらうことが重要であるため、意見としては、平成22年度の収支予算、事業計画及び資金計画は、国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められる、としている。

しかし、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待することとしている。

このほか、特に配慮すべき点としては、1点目は、国民目線の放送の充実等として、多様な国民の要望に応えること、正確かつ公平な報道に対する国民の負託に的確に応えること、地方の自立に向けた取組への公共放送としての支援、そして、視聴覚チャレンジド向けの放送の拡充に取り組むことを特に求めるものとしている。

2点目は、放送のデジタル化と国際展開として、デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けた取組、地上デジタル放送の日本方式の国際展開、国際放送の充実等に努めることとしている。

3点目は、経営の改革として、業務の合理化、コンプライアンスの確保、子会社等の整理・統合の具体化、一層の情報公開等にしっかりと取り組むこととしている。

4点目は、受信料の公平負担の徹底等は、未収対策の強化、収納関係経費の削減に努めるとともに、受信料体系のあり方を国民の意見を聞きながら進めることとしている。

#### イ 主な質疑応答

- ・ 意見において「NHKオンデマンドサービスについては、利用者の増大等を通じた事業収支の改善に努めること。」とあるが、同サービスの現状はどのようになっているのか、との質問に対し、同サービスについては、登録者数については相当あるが、当初想定したような収益を上げられずにいる現状であることから、この状況を踏まえた改善に努めることとする旨の意見を付しているものである、との回答があった。

**(6) KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局の包括免許について**

**(諮問第9号)**

KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、UQコミュニケーションズ株式会社から申請のあった広帯域移動無線アクセス用小電力レピータの包括免許についてである。

本件は、広帯域移動無線アクセスシステムにおける圏外の解消のために導入するものである。申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(文責：電波監理審議会事務局)